

平成 30 年 6 月 1 日制定

## 会員規程

### 第 1 章 総則

(総 則)

第 1 条 この規程は、保安力向上センター（センター）の会員に関する事項を定める。

### 第 2 章 会員

(会員種別)

第 2 条 センターの会員は次の 2 種とする。

- (1) 正会員 センターの活動に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 センターの活動に賛同し賛助するために入会した個人及び団体

### 第 3 章 会費

(入会金)

第 3 条 センターの入会金は次の通りとする。

- (1) 正会員  
団体 200 万円、ただし連結売上高が 1 兆円以上の会員は 300 万円  
個人 1 万円
- (2) 賛助会員  
団体 20 万円、個人 5 千円

(年会費)

第 4 条 センターの年会費は次の通りとする。ただし、入会初年度の年会費は入会金に含む。

- (1) 正会員 団体 30 万円、個人 1 万円
  - (2) 賛助会員 団体 10 万円、個人 5 千円
- 2 会員は、入会した翌年度から年会費を毎年 4 月末までに納入しなければ

ならない。

## 第4章 会員の特典

(会員の特典)

第5条 正会員の特典は、次の通りとする。

- (1) 保安力評価システムの使用权の保有 (団体のみ)
- (2) 保安力評価システムの最新版の受領 (団体のみ)
- (3) 1回限り、自己評価研修及び1プラント(1製造グループ)のセンター評価を無償で受講・受診(評価員の旅費・宿泊費は会員の負担)  
(団体のみ)
- (4) センター評価を有償で受審 (団体のみ)
- (5) 保安力評価推委員会(情報交換、保安力の講演など)への参加  
(団体のみ)
- (6) ベストプラクティス(保安活動の参考事例)の定期的な受領  
(団体のみ)
- (7) センター評価時に、センターが保有する評価結果の統計処理データの受領 (団体のみ)
- (8) センターが主催する安全講演会への優待
- (9) 安全に関する相談窓口の利用
- (10) センター正会員であることの紹介(パンフレット、ホームページ等)  
(団体のみ)

2 賛助会員の特典は次の通りとする。

- (1) 保安力評価システムの使用权の保有 (団体のみ)
- (2) 保安力評価システムの最新版の受領 (団体のみ)
- (3) 入会時に1回限り、自己評価研修を無償で受講(講師の旅費・宿泊費は会員の負担) (団体のみ)
- (4) センター評価の受審(有償) (団体のみ)
- (5) ベストプラクティス(保安活動の参考事例)の定期的な受領  
(団体のみ)
- (6) センター評価時に、センターが保有する評価結果の統計処理データの受領 (団体のみ)

- (7) センターが主催する安全講演会への優待
- (8) 安全に関する相談窓口の利用